

報告第4号

平成30年度亀岡市水道事業会計予算の  
繰越しについて

平成30年度亀岡市水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和元年度へ繰越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和元年6月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

平成30年度亀岡市水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな御資産の 購 入 限 度 額	説 明
						企 業 債	出 資 金	負 担 金	そ の 他			
1 資本的支出	1 建設改良費	施 設 改 良 事 業	円 241,260,000	円 241,260,000	円 111,000,000	円 37,000,000	円 4,727,000	円 88,533,000		円	円	機械装置の製造及び設置等に不測の日数を要したため